

札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業者登録要綱

（令和7年3月11日保健福祉局長決裁）

（目的）

第1条 本要綱は、札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に際し、事業者登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第2条 実施要綱第4条に規定する登録は、札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業（以下「紙おむつサービス事業」という。）の事業者登録を希望する事業者の申請により行う。

2 事業者登録を受けようとする者は、事業者登録申請書（様式1）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた場合、その内容を審査のうえ、事業者を登録することが適当であると認められる場合は登録を行い、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録をしないものとする。

(1) 申請者が、第5条で定める基準に従って適正な紙おむつサービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項で定める法律（以下「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、第8条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの決定に係る文書による第7条第2項に基づく指導があった日前60日以内に当該事業者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該登録の取消しが、紙おむつサービス事業者の登録の取消しのうち当該登録の取消しの決定の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該紙おむつサービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該紙おむつサービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(6) 法第36条第3項第7号で規定する申請者と密接な関係を有する者が、第8条第1項各号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該登録の取消しが、紙おむつサービス事業者の登録の取消しのうち当該登録の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該紙おむつサービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該紙おむつサービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(7) 申請者が、文書による第7条第2項の規定に基づく指導に係る必要な措置をとらずに

第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (8) 申請者が、第7条第1項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果が通知される日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 文書による第7条第2項の規定に基づく指導に係る必要な措置をとらずに第6条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、当該指導があった日前60日以内に当該届出に係る事業者（当該事業の廃止について相当の理由がある事業者を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、登録の申請前5年以内に法に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (11) 申請者が、その役員等のうちに第2号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (12) その他、市長が適当でないと認めるとき。

（登録の更新）

第3条 第2条第3項の事業者の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第2条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

（登録事業者の責務）

第4条 登録事業者（第2条第3項の事業者登録を受けた者。以下同じ。）は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、紙おむつサービス事業を当該障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 2 登録事業者は、その提供する紙おむつサービス事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、紙おむつサービス事業の質の向上に努めなければならない。
- 3 登録事業者は、障がい者等の人格を尊重するとともに、本要綱を遵守し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 登録事業者は、紙おむつサービス事業の運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

（事業の登録基準及び実施基準）

第5条 登録事業者については、札幌市内に常設の事業所があり、市内全域に紙おむつを定期的に配送できる体制を有しており、札幌市内において、継続して1年以上紙おむつの販売及び宅配等の取扱の実績がなければならない。

- 2 登録事業者は、実施要綱に基づき適切に業務を行うため、次の各号に定める業務内容を行うことができる体制を整えなければならない。

- (1) 供給品目について、大人用（フラットタイプ、テープ止めパンツタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッド）、小児用（テープタイプ、パンツタイプ）をすべて取り扱うこと。
 - (2) 実施要綱第7条に定める「決定通知書」により依頼を受けた利用者宅へ連絡し、配達日時、場所、紙おむつの商品等を確認し、月1回配達すること。その際「紙おむつサービス利用券」を受け取り、利用券に自己負担額の記載がある場合は利用者から当該金額を受領すること。
 - (3) 紙おむつについての知識を有し、商品の特徴、使用方法についての説明ができるものが配達し、利用者の相談に応じることができること。また、利用者がその状況に最も適したおむつを選択できるようにすること。
 - (4) 業務を市内全域において、利用者の都合に配慮し適切に実施すること。また、配達範囲を限定するなど、利用者への配達を正当な理由なく断らないこと。
 - (5) 紙おむつを配達する際、「指定ゴミ袋（紙おむつ支給1回につき20ℓ用1組10枚）」を一緒に配達すること。（詳細については「紙おむつサービス事業における指定ごみ袋の取扱いについて」を参照し、遵守すること。）
 - (6) 主な取扱製品を記載した一覧等を作成すること。一覧等には、メーカー名、商品名、サイズ・仕様、吸収目安、1袋入数、販売価格を明記すること。
 - (7) 個人情報の取扱いには十分に留意し、適切に取扱うこと。
 - (8) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- 3 登録事業者は、第6条第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日に当該紙おむつサービス事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該紙おむつサービス事業の提供を希望する者に対し、必要な紙おむつサービス事業が継続的に提供されるよう、他の登録事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第6条 登録事業者は、当該登録に係る次の各号のいずれかの事項に変更があったとき、又は休止した当該紙おむつサービスの事業を再開したときは、10日以内に、変更届出書（様式3）又は事業廃止・休止・再開届出書（様式4）を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 代表者の氏名及び職名
- (3) 紙おむつサービス事業の請求に関する事項

2 登録事業者は、当該紙おむつサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、特別な事情がない限りその6か月前までに、事業廃止・休止・再開届出書を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収等及び指導助言）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは当該登録に係る事業所の従業者若しくは登録事業者であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項で規定する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示、関係者に対する質問、又は検査の結果、必要と認めるときは、登録事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指導し、又は助言することができる。

3 登録事業者は、第1項の規定に基づき市長が行う報告の徴収等に協力するとともに、第2項の規定に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な措置をとらなければならない。

4 第1項の報告の徴収等を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る第2条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が、第2条第4項第2号、第3号又は第10号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 登録事業者が、第4条第3項の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 登録事業者が、第5条第1項及び2項で定める基準に従って適正な紙おむつサービス事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 紙おむつサービス事業の請求に関し、不正があったとき。
- (5) 登録事業者が、第7条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書による同条第2項に基づく指導に従わず必要な措置をとらないとき。ただし、文書による同項の規定に基づく指導を受けた場合において、定められた期限までに、意見を述べ、又は証拠書類等を提出し、必要な措置をとらない正当な理由があると認められたときは、この限りではない。
- (6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第7条第1項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 登録事業者が、不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、法若しくは国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、紙おむつサービス事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 登録事業者の役員等のうちに登録の取消しをしようとするとき前5年以内に障害福祉サービス又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) その他、市長が必要と認めるとき

(電信情報処理組織による申請等)

第9条 この要綱に定める様式を使用して行うことされている申請及び届出（以下、「申請等」という。）については、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）とその申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。